

令和2年5月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和2年5月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和2年5月25日(月)午後1時30分から午後2時17分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	水澤 正明
委員	3番	忠 貞夫	委員	4番	榎本 太
委員	5番	森田 謙	委員	6番	田村 信秀
委員	7番	南波 雅子	委員	8番	緒形 文一
委員	9番	馬場 勝	委員	10番	西奈美 公平
委員	11番	川上 勝之	委員	12番	松村 智
委員	13番	今井 輝子	委員	14番	阿部 実

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第6号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第7号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第8号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和2年5月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7番南波雅子委員、8番緒形文一委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、4月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>4月27日、平木田地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、馬場委員、安城委員に案件を審査していただきました。</p> <p>5月15日、新潟県農業会議第50回常設審議委員会については書面議決となり、会長が諮問議案の回答をしております。</p> <p>5月18日、5月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、資材置場のための転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、高畑地内の畑において建設資材置場として転用するもので、申請者の父が申請地を購入し、父が経営する会社により建設資材置場として利用しておりましたが、今回、許可を受けずに畑を利用していたことが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。</p> <p>第1号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>4ページに案内図をお示ししておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る5月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p>

<p>議長</p>	<p>第1号議案は、資材置場のための転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、再発防止に努めるという顛末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、アパート建築のための転用が1件、太陽光発電施設のための転用が1件、住宅建築のための転用が1件、山砂採取のための転用が1件の、計4件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域である西本町地内の休耕畑において、アパートを建築するための転用であり、申請面積は2,479㎡、建築面積は3棟で667.95㎡、令和38年3月31日までの賃借権を新たに設定するもので、賃貸料は月〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途地域である平木田地内の休耕畑において、太陽光発電施設を設置するための転用で、申請面積は1,845㎡、土地売買価格は〇〇円、10a当たり約〇〇円あります。</p> <p>3番の案件は、羽黒地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用であり、以前に転用許可を受けた案件であります。計画変更により当初計画者から第3者への承継となることから、転用許可申請が必要となるものであります。申請面積は349㎡、建築面積は74.11㎡で、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円あります。</p> <p>4番の案件は、中村浜地内の休耕畑から山砂採取のための一時転用で、所要面積は8,807㎡、採取期間は許可の日から1年間とするものであります。</p>

	<p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>4ページ及び5ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、アパート建築のための転用が1件、太陽光発電施設のための転用が1件、住宅建築のための転用が1件、山砂採取のための転用が1件の、計4件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認してまいりましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案の1番から3番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>第3号議案は、新地目を原野とするものが2件であります。</p> <p>1番の案件は、第1号議案の隣接地であります。高畑地内の畑において、申請者の実父が体調不良となった以降、長年耕作されずに20年以上経過したものであります。</p>

	<p>2番の案件は、高畑地内の畑において、1番の案件に隣接して1筆だけ飛地となっていたため、耕作されずに20年以上経過したものであります。</p> <p>申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、原野化し農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたため、ご提案するものであります。</p> <p>7ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、原野化し農地に復元することが著しく困難であることから「非農地」と認められ、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
4番	<p>今の3号議案の1番なんですが、1号議案で碎石を置いているすぐ隣という場所ですね。今ここに議案が提出されて原野化して非農地の許可が下りた場合、また碎石の置く場所に復活するとか、その辺の計画はあるでしょうか。それとも原野化が許可されたままそのまま放っておくのか、その辺の確認はしていないでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、事実確認願を提出した原野については、何もしないということで、所有者から話を聞いております。</p>
4番	<p>許可が下りれば原野のままです。</p>
事務局	<p>原野のままですとのことです。</p>
4番	<p>分かりました。</p>
11番	<p>原野のままになったら非農地ということで、今後非農地になったら何をしてもいいということになるか。</p>
事務局	<p>原則そういうことになります。</p>
11番	<p>非農地になったら我々何もできないことになるか。</p>
議長	<p>何を置かれてもできない。あの辺は砂利が大量に置かれている状態である。</p>

11 番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 3 号議案については、承認することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 この第 4 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。 第 4 号議案の所有権移転は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番について、ご説明いたします。 議案書 8 ページをお願いします。 1 番の案件は、平木田地内の田について、譲渡人より債務整理のため売り渡しを希望されたものであります。 譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。 売買価格は、総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。 第 4 号議案の所有権移転の 1 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、9 番馬場勝あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。 去る 4 月 27 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。 売り手は、債務整理のため農地を売りたいと申し出がありました。 買い手は、認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。 売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の1番の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転の1番につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の所有権移転の1番について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
事務局	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転の1番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の所有権移転の1番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の所有権移転の2番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の所有権移転の2番について、ご説明いたします。</p> <p>2番の案件は、下江端地内の田について、譲渡人は既に自作しておらず、農業後継者もいないため売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格は、総額2,949,180円、10a当たり570,000円であります。</p> <p>第4号議案の所有権移転の2番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第4号議案の所有権移転の2番のあっせん審査結果について、3番忠貞夫あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>第4号議案の所有権移転の2番についてご報告いたします。</p> <p>去る4月22日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、同じ下江端の方で現在自作しておらず、農業後継者も居ないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は、認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案の所有権移転の2番の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転の2番につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の所有権移転の2番について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の所有権移転の2番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>

議長	<p>第4号議案の所有権移転の2番は、承認することに決定いたしました。 次に、第4号議案の利用権設定を審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定について、ご説明いたします。 第4号議案の利用権設定は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが4件の、計5件であります。 1番は、中間管理事業により畑に11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、1,000円であります。 議案書9ページをお願いします。 2番から5番は、労力不足により認定農業者に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、6,910円から23,000円あります。 第4号議案の利用権設定は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。 第4号議案の利用権設定は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが4件の、計5件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第4号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p>

事務局	<p>す。</p> <p>第5号議案は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> <p>第5号議案の1番から4番をご説明いたします。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>1番の案件は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された、荒井浜地内の畑2筆、1,428㎡で、現況は原野化しており農地への復元は困難であると考えられます。</p> <p>2番の案件は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された、鼓岡及び坂井地内の畑2筆、1,186㎡で、現況は原野化しており農地への復元は困難であると考えられます。</p> <p>3番の案件は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された、羽黒地内の畑1筆、90㎡で、現況は原野化しており農地への復元は困難であると考えられます。</p> <p>4番の案件は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された、飯角及び羽黒地内の農地2筆、4,574㎡で、現況は原野化しており農地への復元は困難であると考えられます。</p> <p>第5号議案の1番から4番は、いずれの案件も農地法の対象となる農地ではないものと考えられることから、農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>11ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の1番から4番の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第5号議案の1番から4番について、詳細につきましては事務局説明のとおりであり、当案件はいずれも原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」とであると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案の1番から4番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p>

	<p>これより採決をいたします。</p> <p>第5号議案の1番から4番について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第5号議案の1番から4番は「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案の5番を議題といたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案の5番をご説明いたします。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>5番の案件は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された、飯角地内の農地4筆、2,169㎡です。現況は原野化しており農地への復元は困難であると考えられます。</p> <p>第5号議案の5番は、農地法の対象となる農地ではないものと考えられることから、農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>11ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の5番の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第5号議案の5番について、詳細につきましては事務局説明のとおりであり、当案件はいずれも原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」として判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案の5番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>

議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第5号議案の5番について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第5号議案の5番は「非農地」と判断することに決定いたしました。 次に、第6号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案について、ご説明いたします。 議案書12ページをお願いします。第6号議案は2件であります。 1番の案件は、令和3年度着工予定の県営経営体育成基盤整備事業、平木田柳原地区の対象区域とするため、6名19筆を農用地区域に編入するものであります。 申請地は、基盤整備事業の対象地として区画の拡大や農道の拡幅、用排水の整備等が行われることで、農作業の効率化、担い手への集積・集約化が図られることが考えられます。 13ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 2番の案件は、寅田地内において、転用予定者の耕作面積の増加により乾燥調製施設が不足したため、新たな乾燥調製施設用地を確保するため、申請地の田を農業用施設用地に変更するものであります。 申請地は、道路・転用予定者の土地に囲まれた農用地区域内の外縁部に位置しており、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。そのため、当案件は農用地から除外したとしても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと思われます。 14ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第6号議案の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。 第6号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、2件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、1番の案件は、基盤整備事業によ</p>

	<p>り農作業の効率化、担い手への農地の集積・集約化が図られること、2番の案件は、近隣の土地所有者等からの同意が得られており、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれはないものと考えられることから、事前審査会では特に支障はないと判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしました。</p> <p>本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第6号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第6号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第6号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。</p> <p>次に、第7号議案「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第7号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書15ページをお願いします。</p> <p>第7号議案は、農地等の利用の最適化を推進するにあたり、令和元年度に目標とした数値等に対して、どのような結果になったのかを点検・評価し公表するものであります。</p> <p>左側Ⅰにおいては、農業委員会の状況であり、1番の農業の概要では、耕地面積・遊休農地面積及び農家数や農業者数が記載されております。各数値については、農林業センサスをはじめとした各種統計に基づいたものであります。</p> <p>右側のⅡの担い手への農地の利用集積・集約化については、胎内市で作成された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」のなかで、平成35年度までに耕地面積の90%を集積面積の目標とすると定めております。</p> <p>1の現状及び課題には、令和2年3月現在で集積率76.8%であり、一層の集積を図る必要があります。</p> <p>2の令和元年度の目標及び実績については、単年度で達成状況98.5%となりましたので、概ね達成できたものと思っておりますが、評価にもありますとおり、更なる取り組みが必要であると考えております。</p> <p>議案書16ページをお願いします。</p>

	<p>左側は、Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、令和元年度においては、参入目標 1 経営体を達成できなかったため、市報やホームページでの周知のみならず、他の活動も検討する必要があると考えております。</p> <p>右側のⅣ遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、皆さまに農地パトロール等をしていただいた結果、0.2ha 解消され、達成状況が 10%となりました。毎年 2.0ha 解消目標としておりますので、今後も解消に向けた取り組みをよろしく願います。</p> <p>議案書 17 ページをお願いします。</p> <p>左側は、Ⅴ違反転用への適切な対応であります。令和 2 年 3 月現在において、違反転用はありませんでした。</p> <p>右側は、Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。1 番の農地法第 3 条、2 番の農地転用、いずれの事務につきましても是正が必要な項目は、特になかったと考えております。</p> <p>議案書 18 ページをお願いします。</p> <p>左側の 3 番、農地所有適格法人の状況については、報告等も適切に行われております。4 番の情報の提供等につきましても、特に問題はなかったと考えております。</p> <p>右側の、Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、特に意見等はありませんでした。</p> <p>最後になりますが、Ⅷ事務の実施状況の公表等については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価をホームページにおいて、公表していること、また、胎内市宛に提出した意見の概要を記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 7 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p>
	<p>これより採決をいたします。</p>
議長	<p>第 7 号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p>
	<p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p>
	<p>よって、第 7 号議案は承認することに決定いたしましたので、(案)を削除してください。</p>
	<p>次に、第 8 号議案「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。</p>
	<p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第 8 号議案をご説明いたします。 議案書 19 ページをお願いします。 第 8 号議案は、令和 2 年度における農業委員会の活動計画を定めるものであります。</p> <p>左側のⅠ農業委員会の状況につきましては、第 7 号議案と同様の項目であります。 右側のⅡ担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、最終目標である平成 35 年度における集積率 90%を目指すにあたり、これまでの集積面積に、今後 5 年間で達成を目指す面積のうちの 1 年分を加算した集積目標になっております。</p> <p>Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年同様 1 経営体といたしました。 議案書 20 ページをお願いします。</p> <p>Ⅳ遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の解消面積の目標を昨年度と同じ 2ha としましたので、農地パトロールをはじめ遊休農地の所有者に対する指導などをお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、Ⅴ違反転用への適切な対応につきましては、これまでと同様に発生防止のための周知活動を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 8 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 8 号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 8 号議案は承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 2 年 5 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和2年 5月25日

議 長

7 番

8 番
